

公益社団法人北上青年会議所規則

公益社団法人北上青年会議所運営規則

(目的)

第1条 本規則は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるために公益社団法人北上青年会議所定款に基づき組織運営等に関する原則を定める。

(役員の仕事に関する事項)

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の仕事を要する。

1 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をなし、すべての事業及び運営の総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、東北地区協議会、岩手ブロック協議会及び理事長会議に出席し本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 会務並びに総務を分担し、各々分掌の委員会を統轄して活発な活動をはかり各委員会の連絡調整をはかる。

3 専務理事

理事長を補佐し、一般社団・財団法人法上の業務執行理事として次の事項を分担掌理する。

- (1) 庶務、文書、慶弔に関する事項
- (2) 用度及び備品の管理に関する事項
- (3) 事務局の統轄及びその人事給与等に関する事項
- (4) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項
- (5) 現金、預金の出納に関する事項
- (6) 会費の徴収及び資金に関する事項
- (7) 会計諸帳簿の記帳整理等会計事務に関する事項
- (8) 他に属さない所務に関する事項

4 理事

- (1) 事業担当の理事は本会議所の目的達成のために事業を企画、検討実施し、且つその成果を確認して議事録又は報告書をすみやかに理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義が生じた場合は理事会の決定にしたがう。

(例会並びに出席に関する事項)

第3条 定款のとおり正会員は全員が例会に出席するものとする。

- 2 特別会員、賛助会員は例会に参加することができる。

(理事会に関する事項)

第4条 委任状による出席及び議決権の行使はこれを認めない。

- 2 理事長が必要と認めた場合、理事以外の正会員は理事会に出席し発言することができる。
- 3 理事以外の正会員は理事長の許可を得て理事会を傍聴することができる。ただし理事長が退席を命じた場合は傍聴できない。
- 4 理事会の決定事項については速やかに全会員に発表しなければならない。
- 5 定款第23条に定める10万円以上の取引をしようとする理事は理事会で承認を得なければならない。またその事業に関し議決権を行使することは出来ず、取引終了後には理事会へ報告しなければならない。

(常任理事会に関する事項)

第5条 常任理事は総会で選出された理事の中から理事会で選任する。

- 2 常任理事会は理事会に提出する事項を協議し、理事会から委託された事項を審議する。
- 3 第4条第1項、2項、3項はこれを常任理事会に準用する。

(委員会及び室に関する事項)

第6条 委員会

- (1) 理事長、副理事長、専務理事、監事、事務局を除くすべての正会員は何等かの委員会に所属するものとする。
- (2) 委員長は委員会の活動を統括する。副委員長は委員長を補佐し、且つ委員会活動の行事の日程、記録等の事務処理を行う。

(3) 別に必要があるときは、理事会の承認を経て特別委員会、会議を設置することが出来る。

2 室

(1) 委員会とは別に室を設けることができる。室が所属する委員会は理事会で決議する。

(2) 室は室長1名を置き室長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て選任する。

3 特別委員会、会議

委員会、室とは別に必要があるときは、理事会の承認を経て特別委員会、会議を設置することが出来る。

(褒賞に関する事項)

第7条 褒賞は、理事会の承認を得て行う。

2 本会議所活動に顕著な功績があった委員会及び個人を褒賞する。

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

第8条 本規則の制定、変更及び廃止は理事会の決議による。

公益社団法人北上青年会議所会員資格規則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人北上青年会議所定款に基づき、本会議所会員資格に関する事項を定める。

(新会員加入審議に関する事項)

第2条 入会の申込は正会員2名の推薦を必要とする。入会を希望する本人は所定の様式に従い、推薦者との関係、推薦者は本人を推薦する理由等を記し、理事長宛に提出する。

2 理事長は、申込書により会員開発に関する委員会に本人の資格等の審議を委託する。

3 会員開発に関する委員会は、推薦者及び本人と面接し、申込書を検討した上で仮会員となる。

4 仮会員は、下記の項目を遂行後、正会員となる資格を有する。

(1) 本会議所の例会2回を含む4回以上の事業に積極的に参加し、理解に努める。

(2) 会員開発に関する委員会の主管する所定の新入会員セミナーを受講する。

5 会員開発に関する委員会は、仮会員が正会員になる資格を有したことを認めた時点に於いて、入会申込書を理事会に提出する。

6 理事会に於いて、正会員として認められた者は、推薦者と共に理事長と面接し本会議所に関する責任義務履行について誓約書を提出する。又入会金並びに会費を納入し、会員章を着用する。

(推薦者の責任に関する事項)

第3条 推薦者資格は、本会議所在籍満2年以上を有する活動的の正会員とする。

2 新会員加入に際して、推薦者は新加入者に本規則の定める会員資格を厳守させ最低2年は最終責任を負わなければならない。

3 推薦者は、入会誓約書に、上記の責任を誓約しなければならない。

(会費納入に関する事項)

第4条 入会金及び会費の額は次のとおりとする。

	会員別	金額	納期
入会金	正会員	金 10,000	入会と同時
	特別会員	金 15,000	入会と同時
会費	正会員年額	金 100,000	2月末
	賛助会員年額	金 15,000	2月末
	新入会員年額 1月から4月入会	金 100,000	
	新入会員年額 5月から8月入会	金 70,000	
	新入会員年額 9月から12月入会	金 40,000	

ただし、他会議所正会員にして転居等により本会議所に入会せんとする者で、他会議所の理事長の推薦状のあるものは、入会金を半額とする。再入会の場合入会金は免除され入会と同時に会費を納入するものとする。

2 2月末日までに会費を完納しない会員は分割契約を締結する。

- 3 休会中の会費は半額とする。
- 4 新入会員会費は、承認後1ヶ月以内に納めることとする。

(会員除名に関する事項)

- 第5条 正会員が会費を納入しなかった場合には、総務に関する委員会は8月1日付で直ちに出席、会費納入等に対する勧告状を発送する。
- 2 総務に関する委員会の勧告後10日、何等回答なき時、又は委員会が調査し出席、会費、納入に明確な回答がないときは、理事会が勧告状を発送する。その後、明確な回答がない時は、定款第13条1項4号の規定を適用し除名処分を検討する。
 - 3 前2項後文により正会員を除名する場合は、定款第13条(第3項を除く)の規定によるものとする。
 - 4 特別会員または賛助会員を除名場合は、定款第13条(第3項を除く)の規定によるものとする。

(休会に関する事項)

- 第6条 長期に亘る病気、海外出張その他長期欠席を余儀なくされたときは、休会届けを理事会に提出し、理事会の承認したものだけが休会となる。

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

- 第7条 本規則の制定、変更及び廃止は総会の決議による。

公益社団法人北上青年会議所役員選任の方法に関する規則

(目的)

- 第1条 本規則は公益社団法人北上青年会議所定款に基づく役員(直前理事長を除く)選任の方法に関する事項を定める。

(次期役員を選任時期)

- 第2条 毎年8月に開催する総会において次期役員予定者の決定を行うものとする。

(選挙管理委員会)

- 第3条 役員選任に関する一切の業務を管理、遂行するため選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会は、理事長の指名により理事会の承認を経て委員若干名を以て構成する。委員長は委員の互選により1名を決定する。

(立候補)

- 第4条 理事長に立候補しようとする正会員は6月15日までに選挙管理委員会に立候補者の住所、氏名、生年月日並びに本会議所における経歴書を記載した立候補の届出をしなければならない。但し、その資格として本会議所に入会后2年以上経過した正会員で、本会議所の会費を完納し日本青年会議所・東北地区協議会・岩手ブロック協議会又は、本会議所の役員の経験を有する者とする。

(資格審査委員会)

- 第5条 選挙管理委員会は6月20日までに資格審査を行う。

(選挙)

- 第6条 理事長立候補者が2名以上ある場合は、選挙管理委員会の審査結果に基づき、正会員による無記名の一般選挙により決定する。ただし最多得票者が有効投票数の過半数に満たない場合は、上位2名で決選投票を行う。

(選考委員の選出)

- 第7条 理事長立候補者がなき場合は7月25日までに選考委員10名を選出しなければならない。選考委員の選出は、選挙管理委員会管理の下、現理事長を除く、5名連記の無記名投票(郵送によることもできる)で正会員より選出する。

(選考委員会)

- 第8条 選考委員会は、理事長と協議の上、理事長候補者を選出する。但しこの場合、選考委員の中より理事長候補者を選出することを妨げない。

(理事)

- 第9条 理事候補者は正会員の中から立候補者を無記名投票し、得票数の多いものを選出する。
- 2 立候補者が理事の定数に満たない場合は理事長候補者が推薦し、各々、総会の承認を得て選任する。

(監事)

- 第10条 監事の候補者を選出するために選出委員会をおく
- 2 選出委員会は現在の理事長、直前理事長を含む理事経験者5名によって組織され、当該理事長が理事会の承認を得て選出する。
 - 3 監事選出委員会委員長は現在の理事長がこれにあたる。
 - 4 選出委員会により選出され、総会に推薦された監事候補者は総会で各々、承認を得るものとする。

(出向役員及び出向委員)

第 11 条 公益社団法人日本青年会議所、東北地区協議会、岩手ブロック協議会の役員及び委員候補者を本会議所より選出する必要があるときは、理事長が選考し理事会において承認を求める。

(欠員役員の選出)

第 12 条 任期中の役員に欠員が生じたときは、総会において選任する。この場合の任期は前任者の任期満了までとする。但し再任を妨げない。

- 2 任期中の理事長、副理事長及び専務理事に欠員が生じたときは理事会において選任する。この場合の任期は前任者の任期満了までとする。但し再任を妨げない。

(雑則)

第 13 条 本規則の施行に関する細則は選挙管理委員会がこれを定める。

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

第 14 条 本規則の制定、変更及び廃止は理事会の決議による。

公益社団法人北上青年会議所庶務規則

(目的)

第 1 条 本規則は公益社団法人北上青年会議所定款に基づき事務局、会計、慶弔、補助金等の庶務に関する事項を定める。

(事務局に関する事項)

第 2 条 事務局には事務局長を置き、事務局長は事務局の統轄、管理をする。

第 3 条 総会及び理事会の議事録は、専務理事がこれを作成し、事務局に備付けるものとする。

- 2 事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書を整理保存しなければならない。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 本会議所の定款並びに諸規則 | (永久保存) |
| (2) 会員名簿 | (永久保存) |
| (3) 理事、監事の名簿 | (永久保存) |
| (4) 認定、許可等及び登記に関する書類 | (永久保存) |
| (5) 総会及び理事会議事録 | (10 年間保存) |
| (6) 会計諸帳簿 | (10 年間保存) |
| (7) 監査報告書 | (永久保存) |
| (8) 本会議所の会報ニュース綴 | (永久保存) |
| (9) 公益社団法人日本青年会議所
及び他青年会議所関係の文章綴 | (2 年間保存) |
| (10) 本会議所内部だけの文書綴 | (5 年間保存) |
| (11) 前 9、10 号に属さない特に重要な文書綴 | (5 年間保存) |
| (12) 事務局日誌 | (2 年間保存) |
| (13) 受信簿及び電子メール等 | (〃) |
| (14) 前項までに属さない文書 | (〃) |

(会計に関する事項)

第 4 条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次のとおりとする。

- (1) 帳簿
出納帳、総勘定元帳及び補助簿
- (2) 決算書及び諸表
貸借対照表及びその内訳表、正味財産増減計算書及びその内訳表、事業報告書及び事業報告の附属明細書、財産目録、諸勘定内訳明細書、未収金明細書、監査報告書、余剰金（欠損金）処分計算書
- (3) 伝票
入出金伝票、振替伝票
- 2 単位事業が終了した時は担当理事は速やかに計算書、信憑及び関係書類を整え捺印の上理事長に提出しなければならない。
- 3 金銭の出納は専務理事の責務とする。
ただし、日常の経費に充てるため、小口現金を事務局に届けたり、或いは事業活動の資金として予算の一部を担当理事に前渡しすることは差支えない。
- 4 出納にあたってはつぎの証憑を必ず記票し、これらの書類は期日順に整理しておくものとし、入金した現金及び小切手は当日中に銀行に預け入れ手許の現金は事務局の小口資金を限度とする。
 - (1) 収入について発行した領収書控
 - (2) 支出については支払先の領収書
 - (3) 領収書徴収不能のものについては担当理事が発行した支払書

- 5 会計はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長職名印を使用する。
- 6 決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は原則として夫々担当する科目に振替え、関係帳簿を照合且つ整理し、銀行預金残高証明等証憑書類をそろえ、速やかに定款第 53 条に定める決算書類を作成しなければならない。この整理は専務理事の責任とする。
- 7 理事会は専務理事により提出された決算書類を審議し監事の監査を受けなければならない。その期に生じた剰余金は理事会の決議により一部を事業実施積立金に繰入れることができる。
- 8 監事は法令及び定款第 18 条の定めるところに従い予算執行の状況等を監査するとともに次の事項を監査し理事会に報告しなければならない。このために必要な書類等の提出又は説明を理事会に求めることができる。
 - (1) 決算書類の監査
 - (2) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の照合
 - (3) 現金及び証憑書類の整理保存の状況
 - (4) その他会計監査上必要な事項
- 9 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
 - (1) 決算書類（永久保存）
 - (2) その他の会計書類（次年度より起算して 5 年間保存）
- 10 本会議所の会計処理については、公益法人会計基準への準拠を原則とする。

(慶弔に関する事項)

第 5 条 正会員の慶弔に関しては次の金額を上限とし、常任理事会が決定し、理事会に報告する。

- (1) 会員の結婚 20,000 円
- (2) 会員の死亡 50,000 円
- (3) 会員の配偶者の死亡 20,000 円
- (4) 会員の両親及び子女の死亡 15,000 円

(補助金に関する事項)

第 6 条 JCI コンファレンス、アジアコンファレンス、公益社団法人日本青年会議所全国会員大会・サマーコンファレンス並びに東北地区会員大会等に参加する場合は、理事会の議決をへて補助金を出すことができる。

- 2 公益社団法人日本青年会議所への出向者に対しては、理事会の議決をへて補助金を出すことができる。

第 7 条 事務局員の公務出張については以下各号の旅費を支給することが出来る。

- (1) 目的地までの往復普通料金相当額、ただし急務都合の場合は急行料金を加算する。
- (2) 宿泊料金は実費相当額

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

第 8 条 本規則の制定、変更及び廃止は理事会の決議による。

公益社団法人北上青年会議所情報公開等規則

(目的)

第 1 条 本規則は公益社団法人北上青年会議所定款に基づき活動状況、運営内容、財務資料、個人情報等の情報公開に関する事項を定める。

(情報の公開)

第 2 条 情報の開示にあたり、当会議所の有する全ての公式文書をその対象とする。

- 2 すべての情報とは定款、各規則類、役員名簿（組織図）、会員名簿（委員会配属表）、事業計画、収支予算書、事業報告書、及び事業報告の附属明細書、正味財産増減計算書（収支決算書）及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、財産目録をいう。
- 3 理事会はこの規則に定めるものの他、情報開示に関する定めを規定する必要がある場合、別途、規程・細則・ガイドライン等を定めることができる。

(情報の開示方法)

第 3 条 情報の開示は原則として本会議所のホームページ上で行うものとし、その他広告媒体を通じて開示することもできる。

- 2 本会議所のホームページに掲載された情報の著作権は全て本会議所が有する。

(責任者及び責任範囲)

第 4 条 専務理事は本会議所のホームページ及びその他の広告媒体で公開された情報の全てに責任を負う。

- 2 情報の適正運用を図るため広報委員会の担当副理事長もしくは副理事長格が情報公開責任者として運用の全てを把握し責任を負う。

(情報公開請求)

- 第 5 条 情報開示を担当する委員会は国内外問わず、全ての人格からの情報開示請求に対し、速やかにその求めに応じなければならない。
- 2 情報開示請求の窓口は、原則として本会議所事務局とする。
 - 3 専務理事は、情報開示の請求があった場合、その情報が会員又は関係者のプライバシーを侵害する恐れがある場合、理由を明示してその情報の全部又は一部を非開示とすることができる。

(公開情報の削除)

- 第 6 条 既公開の情報の修正・削除請求があった場合、情報公開責任者は理事長・専務理事の承認のもと修正・削除を行うことができる。

(個人情報の保護)

- 第 7 条 本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとしなければならない。
- 2 個人情報は原則として開示しない。ただし理事会が必要と判断した場合においては本人の同意を前提として開示できる。
 - 3 本会議所が取得した個人情報は本会議所活動以外の目的に利用はしない。ただし法令に基づく場合においての利用提供はこの限りではない。

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

- 第 8 条 本規則の制定、変更及び廃止は理事会の決議による。

公益社団法人北上青年会議所特定資産等管理規則

(目的)

- 第 1 条 本規則は公益社団法人北上青年会議所定款に基づき特定資産等の管理、運用、並びに処分に関する事項を定める。

(特定資産)

- 第 2 条 特定資産は事業実施積立金をもって構成する。

(事業実施積立金)

- 第 3 条 事業実施積立金は、本会議所の年度末において、法人会計に余剰金が生じたとき、総会の決議により繰り入れられる資産をもって構成された財産をいう。
- 2 事業実施積立金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金と明確に区分して管理する。
 - 3 事業実施積立金の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を得なければならない。

(管理責任者)

- 第 4 条 特定資産等の管理責任者は理事長とする。

(特定資産等の管理方法)

- 第 5 条 特定資産等のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ保管するものとする。

(特定資産等の運用)

- 第 6 条 特定資産等の運用については、前条の管理方法より逸脱しない範囲に於いて特定資産等管理委員会に諮問したうえで総会の決議を得なければならないものとする。

(遊休財産の保有制限額)

- 第 7 条 遊休財産の保有限度額は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 16 条の規定の通りとする。

(特定資産等の運用益の用途)

- 第 8 条 特定資産等の運用益は、事業費、管理費に充当する。

(特定資産等管理委員会の構成)

- 第 9 条 特定資産等管理委員会は理事長が委員長となり副理事長、専務理事、理事長が指名する理事、及び正会員資格を有する理事長経験者によって構成する。

(特定資産等管理委員会の招集)

- 第 10 条 特定資産等管理委員会は理事長が委員長となり年 1 回開催し、委員長が必要と認めた時は臨時特定資産等管理委員会を招集することができる。

(特定資産等管理委員会の決議)

- 第 11 条 特定資産等管理委員会は 2 分の 1 以上の出席がなければ決議することが出来ない。
- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(規則の制定、変更及び廃止に関する事項)

- 第 12 条 本規則の制定、変更及び廃止は総会の決議による。
